

固定資産評価基準（土地）改正案 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1章 土地 第12節 経過措置 一 宅地の評価において、第3節二（一）3(1)及び第3節二（二）4の標準宅地の適正な時価を求める場合には、当分の間、基準年度の初日の属する年の前年の1月1日の地価公示法（昭和44年法律第49号）による地価公示価格及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価から求められた価格等を活用することとし、これらの価格の7割を目途として評定するものとする。この場合において、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価から求められた価格等を活用するに当たっては、全国及び都道府県単位の情報交換及び調整を十分に行うものとする。 二 <u>令和9年度の宅地の評価においては、市町村長は、令和8年1月1日から令和8年7月1日まで</u>の間に標準宅地等の価額が下落したと認める場合には、第3節一から三まで及び本節一によつて求めた評価額に次に掲げる方法により修正を加えることができるものとする。 なお、市街化区域農地その他の宅地の価額を評価の基礎として価額を求めることとされている土地の評価についても、市町村長は、<u>令和8年1月1日から令和8年7月1日までの間に第3節一から三まで及び本節一によつて求めた当該土地とその状況が類似する宅地の価額が下落したと認める場合において当該宅地の価額を次に掲げる方法により修正したときは、当該修正した価額を基礎として求めるものとする。</u> [1 略] 2 宅地の価額については、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価等を活用し、<u>令和8年1月1日から令和8年7月1日まで</u>の下落状況を把握するものとする。 [3 略] [三 略]	第1章 土地 第12節 経過措置 一 宅地の評価において、第3節二（一）3(1)及び第3節二（二）4の標準宅地の適正な時価を求める場合には、当分の間、基準年度の初日の属する年の前年の1月1日の地価公示法（昭和44年法律第49号）による地価公示価格及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価から求められた価格等を活用することとし、これらの価格の7割を目途として評定するものとする。この場合において、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価から求められた価格等を活用するに当たっては、全国及び都道府県単位の情報交換及び調整を十分に行うものとする。 二 <u>令和6年度の宅地の評価においては、市町村長は、令和5年1月1日から令和5年7月1日まで</u>の間に標準宅地等の価額が下落したと認める場合には、第3節一から三まで及び本節一によつて求めた評価額に次に掲げる方法により修正を加えることができるものとする。 なお、市街化区域農地その他の宅地の価額を評価の基礎として価額を求めることとされている土地の評価についても、市町村長は、<u>令和5年1月1日から令和5年7月1日までの間に第3節一から三まで及び本節一によつて求めた当該土地とその状況が類似する宅地の価額が下落したと認める場合において当該宅地の価額を次に掲げる方法により修正したときは、当該修正した価額を基礎として求めるものとする。</u> [1 同左] 2 宅地の価額については、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価等を活用し、<u>令和5年1月1日から令和5年7月1日まで</u>の下落状況を把握するものとする。 [3 同左] [三 同左]

別表第2 田又は畑の指定市町村表
(田)

都道府県名	市 町 村 名
北 海 道	<u>勇払郡 厚真町</u>
青 森 県	つがる市
岩 手 県	花巻市
宮 城 県	遠田郡 美里町
秋 田 県	大仙市
山 形 県	酒田市
福 島 県	伊達郡 桑折町
茨 城 県	桜川市
栃 木 県	芳賀郡 芳賀町
群 馬 県	高崎市
埼 玉 県	熊谷市
千 葉 県	香取郡 多古町
東 京 都	八王子市
神 奈 川 県	平塚市
新 潟 県	新潟市
富 山 県	下新川郡 入善町
石 川 県	能美市
福 井 県	南条郡 南越前町
山 梨 県	南アルプス市
長 野 県	松本市
岐 阜 県	大垣市
静 岡 県	袋井市
愛 知 県	安城市
三 重 県	伊賀市
滋 賀 県	東近江市
京 都 府	南丹市

別表第2 田又は畑の指定市町村表
(田)

都道府県名	市 町 村 名
北 海 道	<u>美唄市</u>
青 森 県	つがる市
岩 手 県	花巻市
宮 城 県	遠田郡 美里町
秋 田 県	大仙市
山 形 県	酒田市
福 島 県	伊達郡 桑折町
茨 城 県	桜川市
栃 木 県	芳賀郡 芳賀町
群 馬 県	高崎市
埼 玉 県	熊谷市
千 葉 県	香取郡 多古町
東 京 都	八王子市
神 奈 川 県	平塚市
新 潟 県	新潟市
富 山 県	下新川郡 入善町
石 川 県	能美市
福 井 県	南条郡 南越前町
山 梨 県	南アルプス市
長 野 県	松本市
岐 阜 県	大垣市
静 岡 県	袋井市
愛 知 県	安城市
三 重 県	伊賀市
滋 賀 県	東近江市
京 都 府	南丹市

大 阪 府	貝塚市
兵 庫 県	小野市
奈 良 県	磯城郡 田原本町
和 歌 山 県	橋本市
鳥 取 県	鳥取市
島 根 県	大田市
岡 山 県	加賀郡 吉備中央町
広 島 県	安芸高田市
山 口 県	山口市
徳 島 県	阿南市
香 川 県	三豊市
愛 媛 県	伊予市
高 知 県	高岡郡 四万十町
福 岡 県	朝倉市
佐 賀 県	小城市
長 崎 県	佐世保市
熊 本 県	上益城郡 益城町
大 分 県	宇佐市
宮 崎 県	都城市
鹿 児 島 県	姶良郡 湧水町
沖 縄 県	<u>石垣市</u>

(畑)

都道府県名	市 町 村 名
北 海 道	<u>空知郡 上富良野町</u>
青 森 県	青森市
岩 手 県	北上市
宮 城 県	大崎市
秋 田 県	横手市
山 形 県	米沢市

大 阪 府	貝塚市
兵 庫 県	小野市
奈 良 県	磯城郡 田原本町
和 歌 山 県	橋本市
鳥 取 県	鳥取市
島 根 県	大田市
岡 山 県	加賀郡 吉備中央町
広 島 県	安芸高田市
山 口 県	山口市
徳 島 県	阿南市
香 川 県	三豊市
愛 媛 県	伊予市
高 知 県	高岡郡 四万十町
福 岡 県	朝倉市
佐 賀 県	小城市
長 崎 県	佐世保市
熊 本 県	上益城郡 益城町
大 分 県	宇佐市
宮 崎 県	都城市
鹿 児 島 県	姶良郡 湧水町
沖 縄 県	<u>名護市</u>

(畑)

都道府県名	市 町 村 名
北 海 道	<u>河東郡 音更町</u>
青 森 県	青森市
岩 手 県	北上市
宮 城 県	大崎市
秋 田 県	横手市
山 形 県	米沢市

福 島 県	西白川郡 矢吹町
茨 城 県	桜川市
栃 木 県	下野市
群 馬 県	高崎市
埼 玉 県	深谷市
千 葉 県	茂原市
東 京 都	武蔵村山市
神 奈 川 県	海老名市
新 潟 県	新潟市
富 山 県	富山市
石 川 県	加賀市
福 井 県	大野市
山 梨 県	甲州市
長 野 県	塩尻市
岐 阜 県	不破郡 垂井町
静 岡 県	掛川市
愛 知 県	西尾市
三 重 県	亀山市
滋 賀 県	野洲市
京 都 府	木津川市
大 阪 府	岸和田市
兵 庫 県	豊岡市
奈 良 県	宇陀市
和 歌 山 県	伊都郡 かつらぎ町
鳥 取 県	東伯郡 北栄町
島 根 県	雲南市
岡 山 県	加賀郡 吉備中央町
広 島 県	尾道市
山 口 県	美祢市
徳 島 県	吉野川市
香 川 県	三豊市
愛 媛 県	西条市

福 島 県	西白川郡 矢吹町
茨 城 県	桜川市
栃 木 県	下野市
群 馬 県	高崎市
埼 玉 県	深谷市
千 葉 県	茂原市
東 京 都	武蔵村山市
神 奈 川 県	海老名市
新 潟 県	新潟市
富 山 県	富山市
石 川 県	加賀市
福 井 県	大野市
山 梨 県	甲州市
長 野 県	塩尻市
岐 阜 県	不破郡 垂井町
静 岡 県	掛川市
愛 知 県	西尾市
三 重 県	亀山市
滋 賀 県	野洲市
京 都 府	木津川市
大 阪 府	岸和田市
兵 庫 県	豊岡市
奈 良 県	宇陀市
和 歌 山 県	伊都郡 かつらぎ町
鳥 取 県	東伯郡 北栄町
島 根 県	雲南市
岡 山 県	加賀郡 吉備中央町
広 島 県	尾道市
山 口 県	美祢市
徳 島 県	吉野川市
香 川 県	三豊市
愛 媛 県	西条市

高 知 県	高岡郡 四万十町
福 岡 県	朝倉市
佐 賀 県	伊万里市
長 崎 県	雲仙市
熊 本 県	<u>上益城郡 甲佐町</u>
大 分 県	豊後大野市
宮 崎 県	東諸県郡 国富町
鹿 児 島 県	肝属郡 錦江町
沖 縄 県	中頭郡 中城村

別表第 7 の 2 山林の指定市町村表

都道府県名	市 町 村 名
北 海 道	<u>足寄郡 足寄町</u>
青 森 県	十和田市
岩 手 県	花巻市
宮 城 県	登米市
秋 田 県	由利本荘市
山 形 県	最上郡 金山町
福 島 県	東白川郡 棚倉町
茨 城 県	常陸大宮市
栃 木 県	鹿沼市
群 馬 県	甘楽郡 下仁田町
埼 玉 県	秩父市
千 葉 県	夷隅郡 大多喜町
東 京 都	西多摩郡 奥多摩町
神 奈 川 県	南足柄市
新 潟 県	村上市
富 山 県	氷見市
石 川 県	七尾市

高 知 県	高岡郡 四万十町
福 岡 県	朝倉市
佐 賀 県	伊万里市
長 崎 県	雲仙市
熊 本 県	<u>菊池郡 菊陽町</u>
大 分 県	豊後大野市
宮 崎 県	東諸県郡 国富町
鹿 児 島 県	肝属郡 錦江町
沖 縄 県	中頭郡 中城村

別表第 7 の 2 山林の指定市町村表

都道府県名	市 町 村 名
北 海 道	<u>北見市</u>
青 森 県	十和田市
岩 手 県	花巻市
宮 城 県	登米市
秋 田 県	由利本荘市
山 形 県	最上郡 金山町
福 島 県	東白川郡 棚倉町
茨 城 県	常陸大宮市
栃 木 県	鹿沼市
群 馬 県	甘楽郡 下仁田町
埼 玉 県	秩父市
千 葉 県	夷隅郡 大多喜町
東 京 都	西多摩郡 奥多摩町
神 奈 川 県	南足柄市
新 潟 県	村上市
富 山 県	氷見市
石 川 県	七尾市

福井県	福井市
山梨県	<u>山梨市</u>
長野県	佐久市
岐阜県	郡上市
静岡県	浜松市
愛知県	豊田市
三重県	松坂市
滋賀県	甲賀市
京都府	船井郡 京丹波町
大阪府	河内長野市
兵庫県	美方郡 新温泉町
奈良県	吉野郡 川上村
和歌山県	有田郡 有田川町
鳥取県	八頭郡 八頭町
島根県	安来市
岡山県	苫田郡 鏡野町
広島県	廿日市市
山口県	山口市
徳島県	那賀郡 那賀町
香川県	仲多度郡 まんのう町
愛媛県	西条市
高知県	吾川郡 仁淀川村
福岡県	八女市
佐賀県	嬉野市
長崎県	大村市
熊本県	菊池市
大分県	竹田市
宮崎県	日南市
鹿児島県	曾於市
沖縄県	国頭郡 国頭村

福井県	福井市
山梨県	<u>南巨摩郡 南部町</u>
長野県	佐久市
岐阜県	郡上市
静岡県	浜松市
愛知県	豊田市
三重県	松坂市
滋賀県	甲賀市
京都府	船井郡 京丹波町
大阪府	河内長野市
兵庫県	美方郡 新温泉町
奈良県	吉野郡 川上村
和歌山県	有田郡 有田川町
鳥取県	八頭郡 八頭町
島根県	安来市
岡山県	苫田郡 鏡野町
広島県	廿日市市
山口県	山口市
徳島県	那賀郡 那賀町
香川県	仲多度郡 まんのう町
愛媛県	西条市
高知県	吾川郡 仁淀川村
福岡県	八女市
佐賀県	嬉野市
長崎県	大村市
熊本県	菊池市
大分県	竹田市
宮崎県	日南市
鹿児島県	曾於市
沖縄県	国頭郡 国頭村

固定資産評価基準（家屋）改正案新旧対照表

改正案

第2章 家屋

[第1節～第3節 略]

第4節 経過措置

一 固定資産税に係る令和9年度における在来分の家屋の評価に係る再建築費評点補正率は、次のとおりとする。

1 第2節四に定める再建築費評点補正率（木造家屋）1.16

2 第3節四に定める再建築費評点補正率（非木造家屋）1.20

二 固定資産税に係る令和9年度から令和11年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点一点当たりの価額は、1円に1に定める「物価水準による補正率」と2に定める「設計管理費等による補正率」とを相乗した率を乗じて得た額（小数点以下二位未満は、切り捨てるものとする。）を基礎として市町村長が定めるものとする。この場合においては、第1節三の規定は適用しない。

1 物価水準による補正率

[略]

(1) 木造家屋

指定市にあつては次表に掲げる率によるものとし、指定市以外の市町村にあつては当該市町村の所在する都道府県における指定市の率によるものとする。ただし、指定市以外の市町村において指定市と著しい物価水準の相違等があるため、市町村長が評価の均衡上指定市と同一の率とすることが適当でないと認める場合は、指定市の率と異なる率を定めることができる。この場合において、特別の事情がある場合を除き、0.90から当該指定市の率を超えない範囲で定めるものとする。

指定市	率	指定市	率	指定市	率	指定市	率
札幌市	1.00	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
青森市	0.95						
盛岡市	0.95						
仙台市	0.95						
秋田市	0.95						
山形市	0.95						
福島市	0.95						
水戸市	0.95						
宇都宮市	0.95						
前橋市	0.95						

現行

第2章 家屋

[第1節～第3節 同左]

第4節 経過措置

一 固定資産税に係る令和6年度における在来分の家屋の評価に係る再建築費評点補正率は、次のとおりとする。

1 第2節四に定める再建築費評点補正率（木造家屋）1.11

2 第3節四に定める再建築費評点補正率（非木造家屋）1.07

二 固定資産税に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点一点当たりの価額は、1円に1に定める「物価水準による補正率」と2に定める「設計管理費等による補正率」とを相乗した率を乗じて得た額（小数点以下二位未満は、切り捨てるものとする。）を基礎として市町村長が定めるものとする。この場合においては、第1節三の規定は適用しない。

1 [同左]

[同左]

(1) [同左]

[同左]

指定市	率	指定市	率	指定市	率	指定市	率
札幌市	1.00	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
青森市	0.95						
盛岡市	0.90						
仙台市	0.95						
秋田市	0.95						
山形市	0.95						
福島市	0.90						
水戸市	0.95						
宇都宮市	0.95						
前橋市	0.95						

さいたま市	0.95					
千葉県	0.95					

〔2〕 略〕

〔2 略〕

三 固定資産税に係る令和9年度における在来分の家屋の評価に限り、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとする。ただし、令和9年1月1日において地方税法第349条第2項第1号に掲げる事情（損壊その他これに類する特別の事情を除く。）がある家屋で、当該事情が令和8年1月2日以降に生じたものについては次の1によつてその価額を求めるものとする。

- 1 第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額
- 2 当該家屋の令和8年度の価額（令和8年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。）

四 固定資産税に係る令和10年度又は令和11年度における在来分の家屋のうち、令和10年1月1日又は令和11年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情（改築その他これに類する特別の事情を除く。）があるもので、当該事情がそれぞれ令和9年1月2日又は令和10年1月2日以降に生じたものの評価については、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとし、令和10年1月1日又は令和11年1月1日において同項第1号に掲げる事情のうち改築その他これに類する特別の事情があるもので、当該事情がそれぞれ令和9年1月2日又は令和10年1月2日以降に生じたものの評価については、次の1によつてその価額を求めるものとする。

- 1 第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額
- 2 当該家屋の令和9年度の価額（令和9年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。ただし、令和10年度に本節によつて求めた価額がある家屋について令和11年度において同節によつて価額を求める場合にあつては、令和10年度において同節によつて求めた価額をいう。）

五 市町村長は、固定資産税に係る令和9年度における在来分の家屋のうち、令和9年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情のあるもので、令和9年度の価額を本節三によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合又は令和9年度における在来分の家屋のうち、これらの事情のあるもの以外のもので、令和9年度の価額を本節三によつて求めることが、固定資産税の課税上極めて不適当と認める場合においては、第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

六 市町村長は、固定資産税に係る令和10年度又は令和11年度における在来分の家屋のうち、令和10年1月1日又は令和11年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情のあるもので、その令和10年度又は令和11年度の価額を本節四によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価

さいたま市	0.95					
千葉県	0.95					

〔2〕 同左〕

〔2 同左〕

三 固定資産税に係る令和6年度における在来分の家屋の評価に限り、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとする。ただし、令和6年1月1日において地方税法第349条第2項第1号に掲げる事情（損壊その他これに類する特別の事情を除く。）がある家屋で、当該事情が令和5年1月2日以降に生じたものについては次の1によつてその価額を求めるものとする。

- 1 第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額
- 2 当該家屋の令和5年度の価額（令和5年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。）

四 固定資産税に係る令和7年度又は令和8年度における在来分の家屋のうち、令和7年1月1日又は令和8年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情（改築その他これに類する特別の事情を除く。）があるもので、当該事情がそれぞれ令和6年1月2日又は令和7年1月2日以降に生じたものの評価については、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとし、令和7年1月1日又は令和8年1月1日において同項第1号に掲げる事情のうち改築その他これに類する特別の事情があるもので、当該事情がそれぞれ令和6年1月2日又は令和7年1月2日以降に生じたものの評価については、次の1によつてその価額を求めるものとする。

- 1 第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額
- 2 当該家屋の令和6年度の価額（令和6年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。ただし、令和7年度に本節によつて求めた価額がある家屋について令和8年度において同節によつて価額を求める場合にあつては、令和7年度において同節によつて求めた価額をいう。）

五 市町村長は、固定資産税に係る令和6年度における在来分の家屋のうち、令和6年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情のあるもので、令和6年度の価額を本節三によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合又は令和6年度における在来分の家屋のうち、これらの事情のあるもの以外のもので、令和6年度の価額を本節三によつて求めることが、固定資産税の課税上極めて不適当と認める場合においては、第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

六 市町村長は、固定資産税に係る令和7年度又は令和8年度における在来分の家屋のうち、令和7年1月1日又は令和8年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情のあるもので、その令和7年度又は令和8年度の価額を本節四によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価

額を求めることができるものとする。

[七 略]

額を求めることができるものとする。

[七 同左]

[illegible]

5 劇場及び病院用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
70,990点未満		70,990点以上 111,160点未満		111,160点以上 167,390点未満		167,390点以上	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

6 公衆浴場用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分					
96,420点未満		96,420点以上 131,250点未満		131,250点以上	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

7 工場及び倉庫用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
48,210点未満		48,210点以上 61,610点未満		61,610点以上 75,000点未満		75,000点以上	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

8 土蔵用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分					
91,060点未満		91,060点以上 215,600点未満		215,600点以上	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

5 劇場及び病院用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
61,190点未満		61,190点以上 95,820点未満		95,820点以上 144,300点未満		144,300点以上	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

6 公衆浴場用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分					
83,120点未満		83,120点以上 113,140点未満		113,140点以上	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

7 工場及び倉庫用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
41,560点未満		41,560点以上 53,110点未満		53,110点以上 64,650点未満		64,650点以上	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

8 土蔵用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分					
78,500点未満		78,500点以上 185,860点未満		185,860点以上	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

9 附属家

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分					
<u>44,200点未満</u>		<u>44,200点以上 68,310点未満</u>		<u>68,310点以上</u>	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

9 附属家

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分					
<u>38,100点未満</u>		<u>38,100点以上 58,880点未満</u>		<u>58,880点以上</u>	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。